

発行のご案内

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

第21回期限前償還条項付無担保社債(実質破綻時免除特約及び劣後特約※付)

期 間

10 年

利 率

当初5年間
(2025年10月29日から
2030年10月28日まで)

年 1.813%(税引後 年1.444%)

(税引後の利率は、小数点第3位未満を切り捨てて表示しています。なお、税率は20.315%を用いて計算しています。)

以降5年間
(2030年10月28日
の翌日以降)5年国債金利※に0.570%を加えた利率(税引前)
(ただし、かかる利率が0%を下回る場合は、0%)とする。

申込期間

2025年10月14日(火)～2025年10月27日(月)

販売額に限りがございますので、売り切れの際はご容赦ください。

発行の概要

発 行 価 格	額面100円につき金100円
申 込 単 位	100万円以上100万円単位
払 込 期 日	2025年10月28日(火)
利 払 日	毎年4月28日及び10月28日(初回利払日:2026年4月28日)
償 還 期 限	2035年10月28日
期 限 前 償 還	① 本社債の元金は、予め金融庁長官の確認を受けた上で、その全部を、2030年10月28日に、額面100円につき金100円の割合で、期限前償還することができます。 ② 本社債の元金は、払込期日以降、税務事由※または資本事由※が発生し、継続している場合、予め金融庁長官の確認を受けた上で、その全部を、期限前償還期日までの経過利息を付して、額面100円につき金100円の割合で、期限前償還することができます。
取 得 格 付	AA－(R&I)、AA－(JCR)

(注) 「実質破綻時免除特約」とは本社債の元利金の弁済期限以前において、発行会社について実質破綻事由※が生じた場合、目論見書に記載された「利息支払の方法」及び「償還の方法」の規定にかかわらず、実質破綻事由が生じたときから債務免除日※までの期間中、本社債に基づく元利金(ただし、実質破綻事由が生じたときまでに期限が到来した元利金の支払債務は除きます。)の支払請求権の効力は停止し、当該元利金の弁済期限は到来しないものとし、債務免除日において、発行会社は本社債に基づく元利金の支払債務を全額免除される特約です。

※ 「劣後特約」、「5年国債金利」、「税務事由」、「資本事由」、「実質破綻事由」および「債務免除日」の説明につきましては、目論見書をご覧ください。

ご購入にあたっての主なリスク・手数料等・ご留意事項について

- **主なリスクについて** 本社債は、金利水準の変動等による債券価格の下落により損失が生じることがあります。また、発行会社の経営・財務状況および外部評価の変化等により、損失が生じることがあります。
- **手数料等について** お買付け時には、購入対価のみをお支払いいただきます。
- **ご留意事項について** この表示は本社債に関する情報をお知らせするものです。本社債および発行会社に関する詳細な情報は目論見書に記載されています。本社債の購入をご検討される場合には、弊社から目論見書をお渡しいたしますので、必ずご覧ください。

野村證券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第142号
加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、
一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 第二種金融商品取引業協会